事業主の皆さまへ

職業訓練期間中の「所定労働時間の変更」・「休日の振替」の取扱いについて

所定労働時間外や休日に行われた訓練は賃金助成の対象外となりますが、訓練受講者にあらかじめ所定労働時間の変更または休日の振替を明示・周知して実施した場合は対象となります。

この場合、**支給申請書提出時には、あらかじめ当該明示をした書類（写）を添付**してください。

所定労働時間の変更

あらかじめ訓練対象者に書面で通知がなされていること。

条件

①労働契約書や就業規則等に所定労働時間の変更がありうることについて訓練に係る明確な記載がある。

記載例）「研修のため始業、終業時間を変更する場合がある。」

②訓練開始前に、労働条件通知書などで具体的に記載し受講者に明示・周知されている。

①及び②の取扱いがなされていること。

所定労働時間を超える時間を変更・振替することはできません。

所定労働時間　8：30～17:00
訓練時間　9：00～17:30
変更　○9：00～17:30
×8：30～17:30

人材開発支援助成金（人材育成支援コース）のご案内　P45 Q4参照

明示の例：就業時間8:00～17:00休憩60分の労働者が9:00～18:00休憩60分の訓練を受講する場合

○年○月○日

○○研修参加者各位

総務部長

○○研修受講日の就業時間の変更について

研修受講日の就業時間を下記の通り変更したので通知します。

記

就業規則の就業時間
始業8：00　終業17：00　休憩1：00

研修受講日の就業時間
○月○日（月）始業9：00　終業18：00　休憩1：00
○月□日（火）始業9：00　終業18：00　休憩1：00
（講習時間にあわせ変更）

休日の振替

あらかじめ訓練対象者に休日の振替について通知していること。

条件

就業規則などで振替休日についての規定があり、あらかじめ休日を振り替えていた場合（振替休日）は賃金助成の対象となります。

ただし、休日に訓練を受けさせ、事後的に休日を付与（代休）した場合は、休日に訓練を実施しているため賃金助成の対象とはなりません。

人材開発支援助成金（人材育成支援コース）のご案内　P45 Q5参照

○年○月○日

○○○○　様

総務部長

休日振替の通知について

研修期間中の休日を下記の通り振り替えるので通知します。

記

振替元　○年○月○日（土）
振替先　○年□月□日（火）

振替休日の要件及び賃金

- **就業規則等に休日の振替を行うことがある旨規定し、その場合の手続きを規定する。**
- **あらかじめ（遅くとも前日までに）どの休日をどの労働日に振り替えるのか、使用者が指定し本人に通知する。**
- **振替休日が同一週内の場合は通常の賃金を支払えばよいが、週をまたがった場合週の法定労働時間を超えて労働させた時間については、時間外労働に係る割増賃金の支払いが必要となります。**

訓練の内容など、事案ごとに判断が必要となる場合があります。ご不明な点やご相談は、下記までお問合せください。

山形労働局　訓練課　人材開発支援助成金担当　電話０２３－６２６－６１０６